

平成31年度（2019年度）観光産業振興事業負担金交付要綱

平成31年（2019年）4月1日施行

（通則）

第1条 この要綱は、市が予算の範囲内で交付する観光産業振興事業負担金に関し、「補助金等の交付の手続等に関する規則」（昭和35年八王子市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この負担金は、観光産業振興事業の実施にあたり、本市の観光資源を活かし、本市の交流人口の増加及び地域経済の活性化をはかるとともに、エクスカーションメニューの創出につなげ、MICE誘致の推進を図ることを目的とする。

2 この補助金については、費用対効果をふまえた効果検証を行うなど、補助金制度見直し方針に則り見直しを行うものとする。

（交付対象者）

第3条 この負担金の対象者は、第4条に掲げる観光産業振興事業の実行委員会または事務局を担う協会あるいは会議所とする。

（交付対象事業）

第4条 この負担金の交付対象とする観光産業振興事業は、次の各号の事業とする。

- (1) フードフェスティバル事業（産業交流拠点での開催に向けて実施される八王子産の食材を使用した、農産地としての特色を活かした食のイベントをいう。）
- (2) 体験学習フェスティバル事業（本市の自然、文化、歴史を分かり易く伝え、本市の自然環境や歴史文化などの魅力向上を目的とした事業をいう。）

（交付対象経費等）

第5条 負担金の交付対象経費は、前条に定める事業実施に伴い、交付対象者が負担する経費とし、交付額の上限は別表のとおりとする。

（交付申請）

第6条 交付対象者が、負担金の交付を受けようとするときは、負担金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書兼収支計画書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による負担金の交付の申請があったときは、負担金交付申請書及び関係書類を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付の決定をし、負担金交付決定通知書（第2号様式）により交付対象者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 市長は、前条の規定による交付決定に際し、負担金に係る適正な予算執行を図るため必

要があると認めるときは、条件を付するものとする。

(事業計画等の変更及び承認)

第9条 交付対象者は、事業計画の内容を変更しようとするとき(事業の中止を含む)は、負担金交付内容変更等申請書(第3号様式)をあらかじめ市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の申請書の内容を審査し、適当と認めるときは負担金交付内容変更・中止承認書(第3号の2様式)により通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第10条 交付対象者は、負担金の対象となる事業が完了したときは、1か月以内に負担金事業実績報告書(第4号様式)及び事業報告書、収支決算書その他必要な書類を添え、市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書等の内容を審査し、その報告に係る交付事業の成果が負担金の交付決定の内容に適合するものであると認めるときは、交付すべき負担金の額を決定し、負担金事業確定通知書(第5号様式)により交付対象者にその旨を通知するものとする。

(負担金の支払い等)

第12条 市長は、第7条の規定により額を確定したのち、当該負担金を請求により支払うものとする。

2 交付対象者は、前項の規定により負担金の支払いを受けようとするときは、負担金(概算払)請求書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

3 交付対象者は、負担金の概算払を受けたときは、第11条の規定による負担金の額の確定通知書後、負担金精算書(第7号様式)を市長に提出し、速やかに負担金を精算しなければならない。

(交付決定の取消)

第13条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、負担金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により負担金の交付を受けたとき。

(2) 負担金を他の用途に使用したとき。

(3) 負担金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき。

(負担金の返還)

第14条 市長は、当該年度内に負担金対象事業が完了しないとき、及び前条の規定により負担金の交付決定を取り消した場合又は第11条の規定により負担金の額を確定した場合において、負担金の当該取消に係る部分又は確定額を超える負担金に関し、既に負担金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(重複受給の禁止)

第15条 この負担金は、本市における他の要綱等の負担金と重複して受けられないものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。

別表

交付事業名	交付対象経費	交付額上限	負担率
フードフェスティバル事業	人件費、報酬、旅費、賃金、 報償費、需用費、役務費、	1,000,000 円	10/10
体験楽習フェスティバル事業	委託料、使用料及び賃借料、 備品購入費、負担金補助及び 交付金(研修費を含む)、 公課費	1,000,000 円	10/10